

慶長期成立の名古屋城「四つ之御矢倉・二つ之御門・唐門」

今和泉 大

キーワード

櫓門 唐門 中井正清 徳川家康 平岩親吉 主計屋敷 孔雀御門
二之丸

はじめに

本稿は、霜月七日付中井正清宛藤田安重書状中にある「四つ之御矢倉・二つ之御門・唐門」の検討を通じて、慶長期の名古屋城作事過程に関する基礎的事実を整理し、また初期名古屋城の空間的特質について論及するものである。

慶長十五年（一六一〇）に築城が開始された名古屋城は、同十七年に本丸天守が完成し、少なくとも同十九年末には本丸御殿も竣工したとされ、同二十年四月、城主徳川義直と春姫（浅野幸長の娘）の婚儀が本丸御殿で行われるに至った。いわゆる築城期にあたるこの間の普請過程に關しては、石垣普請について、主に公儀普請の觀点から研究が蓄積されており、近年は普請時の丁場割図や普請に動員された大名家の動向の分析などを通して、さらに詳細な成果が得られつつある。^①

他方、作事については本丸天守・御殿の作事について、主に幕府の大工頭中井家に伝わる史資料を駆使して作事経緯の一端や工匠動員体制等が解明されている。^②

このように、城郭の中核である本丸の造営については、天守・御殿についての研究があるものの、名古屋城全体でみたとき、それ以外の曲輪・

建造物の成り立ちが未解明のこととに属することに気づかされる。慶長二十年の義直と春姫の婚礼までに、櫓や門をはじめとする城内の様々な建造物が建設されたことが想像されるが、本丸天守・御殿以外の建造物については、建築に関する史料に乏しく、何がどの段階で建造されたのかといった基礎的なことはほとんど不詳であり、課題として残されている。

また、築城期に関する従来の研究で用いられてきた史料、とりわけ書状類については、年代比定が曖昧なまま用いられているものも少なくなく、これらを原因とする事実誤認も見受けられる。これらの史料の年代比定を改めて厳密に行い、基礎的事実を再整理していくことが求められている。

ところで、名古屋城築城期に關わる史料として認識してきたものに次のような史料がある。なお、本稿における史料翻刻の掲載に関して、■は判読不能文字、□は虫損、「」は複数文字の虫損、「」は割注、／は改行を示し、傍線と丸番号・丸記号は筆者によるものであることを断つておく。

【史料1】霜月七日付中井正清守宛藤田安重書状^③

尚々、伊賀殿煩之儀、先日驚入、先日早々飛脚を遣申候間、いそき申候故、以書状も不申上候間、はや御本腹^(復)之由、是又満足仕事候、以上

御懇之御状過分ニ奉存候、如仰此中者以書状も不得御意、乍恐御床

敷存候、其元 禁中御作事方々御氣遣共事察候、爰元御普請之儀者、

皆々出来致候、御下代衆も頓而可為御上候と存候、四つ之御矢倉・

二つ之御門・唐門共ニ皆々白土付仕廻申候、白土遲參候故、少付か

け共御座候、是者五三日中ニ出来可致候、御心安可被思食候、駿符府

へも此段可申遣候、恐惶謹言

藤田民部

霜月七日 安重（花押）

中太和守様

貴報

本史料は幕府の大工頭をつとめた中井家に伝わる史料群の中の文書で、藤田民部安重なる人物から「中太和守」（中井大和守）へ宛てられた書状である。後述の通り、本状の年代には管見の限り慶長十七・十八年の二説が存在するが、従来はおそらくは慶長十七年が有力とみられてきた。

つまり、従来は慶長十七年に「四つ之御矢倉・二つ之御門・唐門」が建設されたという解釈が主になされてきたわけである。

では、この「四つ之御矢倉・二つ之御門・唐門」は名古屋城内のどの櫓・門であるかといふと、これまで必ずしも明確な解釈がなされてきたわけではない。江戸時代の名古屋城において、城の中核である本丸には

櫓が三基（丑寅隅御櫓・辰巳隅御櫓・未申隅御櫓）存在したが、仮にこれら本丸の櫓を「四つ之御矢倉」の内に数えるにしても余剰が生じるため、本丸以外の曲輪の櫓が少なくとも一つは確實にこの中に含まれる。したがって、「四つ之御矢倉・二つ之御門・唐門」の同定は、本丸以外の建造物の成り立ちを解明する一助になりうる。また、とりわけ「唐門」に関しては、おそらくこれまでほとんど注目されてこなかつたのではな

いだらうか。

つまり「四つ之御矢倉・二つ之御門・唐門」を厳密に解釈していくことは、本丸天守・御殿以外の建造物の成り立ちについてその多くが未詳であり、また基礎的事実を一つ一つ再整理していく必要があるという、如上の問題・課題に応えるための作業の第一歩になりうると考えられため、本稿ではかかる作業を通して築城期作事の諸相について考察していくこととする。

なお、「四つ之御矢倉・二つ之御門・唐門」の内、「二つ之御門」は「白土」が施されたという文脈等から、櫓門の類いであることが想定される。したがって、本稿において名古屋城内の門について言及する際は、「（唐門）を除き）櫓門であることを前提とし、冠木造とされる本丸不明御門などは、基本的にこの内に含めないこととする。

1 霜月七日付中井正清宛藤田安重書状の検討

それでは、まず【史料1】の内容を読み取った上で、当該書状がどの年代に作成されたのかといふ根本的なところから解読を試みたい。

(1) 書状の概要

先述の通り、【史料1】は幕府の大工頭をつとめた中井家に伝わる史料群の一つであるため、宛名の「中太和守」は中井大和守であることがわかる。また、その内容も加味すると、中井家及び幕府が係わった城郭建築に関する書状であることが想定できる。具体的に【史料1】では、藤田民部安重なる人物が中井大和守に宛てて、主に次のことを述べている。すなわち、Ⓐ「其元 禁中御作事」で色々と御氣遣い事があるもの

と抨察するということ、⑧「爰元御普請」がすべて出来し、中井の下代衆もやがて上京するだろうということ、⑨「四つ之御矢倉・二つ之御門・唐門」はすべて「白土」、すなわち白漆喰を施したこと、⑩ただし、「白土」の遅参のため、少し付けかけの箇所があり、これらは数日中に完了させること、⑪伊賀殿の煩いのことについて、先日知らせを受け驚き入り、早々飛脚を遣わしたが、急いでいたので、（中井へは）書状を遣わしていないが、（伊賀殿が）早くもご本復の由を聞き安心したということである。

本状の主題は⑫・⑬・⑭の「爰元御普請」に関する箇所で、普請進捗を藤田民部が中井大和守へ報告するという形になっている。また、中井大和守が「其元」で「禁中御作事」に従事していることがわかるので、中井はこのとき在京しており、また藤田民部は京都以外の場所にいることが読み取れる。

前述の通り、【史料1】をめぐっては、年代比定で慶長十七・十八年の二説が存在する。慶長十七年説に関しては、推定も含めると、主に『名古屋城』が「慶長十七年カ」としており、後藤久太郎・山本紀美氏も同年に比定している。⁶⁾一方、横田冬彦氏は、近世中井家の初代とされる中井正清の居所と行動を追う中で、本状を慶長十八年に比定しており、見解を異にする。しかし、いずれの書籍・論考も比定根拠を具体的に示していない。いずれの書籍・論考も敬服すべき優れた成果を残し、今日の名古屋城研究においても多くの基礎的な見解・史料を提供してくれているが、その点において特に『名古屋城』の影響力が大きいということや、横田氏の論考が各年の正清の居所・動向をとりまとめるこ

とでいるため、当該論考における本状の年代比定が顧みられにくいということなどを踏まえると、おそらくは慶長十七年説がほぼ通説として浸透してきたのではないかと思われる。とはいっても、慶長十八年説も存在する以上、【史料1】をいずれの年（あるいはその他の年代）として理解すべきか、改めて検証する必要があろう。この点について、次に考察を進めたい。

（2）発給年代の検証

まず注目すべきは、本文末尾にある「駿符へも此段可申遣候」という箇所である。中井家が携わる幕府関係の城郭建築で、將軍あるいは幕閣がいる江戸ではなく、駿府へ作事報告することがあつた時期は、徳川家康が駿府城で隠居生活を送った、いわゆる大御所時代を除いて考えられない。家康が駿府城に入るのは慶長十二年七月三日だが、実際には同年三月十一日より駿府に滞在しており、また元和二年（一六一六）四月に逝去するので、まずは慶長十二年から元和元年の期間に絞れる。また、この期間に中井家で「大和守」であつたのは初代中井正清であるので、宛名の人物も同人物に比定できる。

一方、この期間の幕府関係の城郭建築に係わる「藤田民部」なる人物としては、次に掲げる慶長十七年五月十一日付家康黒印状にて名古屋城作事奉行衆の一人として任じられた「藤田民部」が確認できる。

【史料2】慶長十七年五月十一日付家康黒印状

一尾州那古屋御城御作事奉行衆之事

大久保石見／小堀遠江／村上三右衛門／
長野内蔵允／日向半兵衛／原田右衛門／

寺西藤左衛門／藤田民部／水谷九左衛門

一上方より罷下候職人作料之儀者、上方にて被下候事
一いしはいハ、三河より参候よし

慶長拾七年子五月十一日

(黒印)

中井大和守へ

慶長十二年（元和元年）の期間に中井家が携わる城郭作事で、同名の人物の従事は名古屋城作事の他に確認できなかったため、【史料1】は名古屋城作事に関わるものと確定できよう。この藤田民部安重は、はじめ家康四男の松平忠吉に仕え、忠吉の死後、義直へ附属され、尾張藩の国奉行の一人として初期藩政に携わった人物である。安重が作事奉行に任じられるのは【史料2】の通り慶長十七年五月のことであるため、名古屋城作事に係わり始めるのもこの前後と考え、その点において【史料1】の年代を慶長十七年（元和元年）に絞ることができる。ただし、このとき同時に作事奉行に任じられている「原田右衛門」・「寺西藤左衛門」は、慶長十五年（つまり同十七年の作事奉行任命以前）には「なこや御材木」の件で作事準備に係わっていることがわかつているので、ここでは幅を持たせて慶長十六年（元和元年）に絞ることとする。

次に注目するのは「禁中御作事」である。慶長十六年（元和元年）の期間は、比較的いすれの年も中井家は禁中作事関連の事柄に携わっていた。ただしその中で、指図の作成や種々の調整などを除き、具体的な「御作事」に取りかかっていることが確認できるのは、慶長十六・十七・十八年である。すなわち、慶長十六年の新上東門院御所造営、同十七年から翌十八年にかけての内裏造営である。¹⁶⁾

この内、十一月前後で実際に作事関係の出来事が確認できる年を強いて指摘するならば、慶長十八年となる。すなわち、十一月五日に新造御所地鎮が催行され、同十二日より同御所安鎮法が行われ、同十九日の上棟に至った¹⁷⁾。慶長十六年については、十月下旬頃に正清は在駿府であるようにみえ、禁中作事の具体的な進展も確認できないため、蓋然性は低い。慶長十七年においては、十二月十一日に禁裏鉗初を行つてゐるが、十一月上旬前後の正清は主に大和方面の寺社作事等に携わつてゐるようにもみえ、たとえば、十一月一日に奈良春日社へ赴き、春日社作事について相談している。仮に【史料1】が慶長十七年の書状だとすると、禁中作事よりも大和方面のことに言及しててもよいように思えるが、そのような内容は確認できない。以上より、慶長十八年の蓋然性が高いと考えられるが、確証とはならないため、もう少し他の文言に着目してみたい。

最後に注目するのは、追伸部分にある「伊賀殿煩之儀」である。安重はこの知らせを受け、「驚入」つたとある。このことから、風邪などの日常的な病臥ではなく、少し重めの症状を「伊賀殿」が患つたということがうかがえる。

この「伊賀殿」は、江戸時代初頭の京都所司代である板倉伊賀守勝重とみて間違いない。勝重が正清と書状のやりとりを通じて密に連絡を取つていたことは他史料からも確認できる。安重が勝重の「煩」について知らせを受けたのは、【史料1】の書状を発した日付から推測して、その前月から十一月上旬にかけてのこととと考えられるため、慶長十六・十七・十八年それぞれのこの時期の勝重の動向・状態についてみていただきたい。

その上で注目されるのは、慶長十八年十月下旬に勝重が「眩暈」を起したという事実である。すなわち、『時慶記』同年十月二十一日条には「板倉伊賀守昨夜眩暈ノ由候、（中略）早快氣由候」とあり、⁽¹⁹⁾十月二十日に勝重は眩暈の症状が得たが、すぐに快復したことがわかり、【史料1】の内容に符合する。他方、慶長十六年十月～十一月上旬、慶長十七年閏十月～十一月上旬の勝重の動向・状態をみてみると、特に「煩」を得た様子は確認できず、普段通りの活動をしているようにみられる。

以上より、【史料1】の年代は慶長十八年に確定できよう。なお、このときの勝重の症状については、『時慶記』同年十一月二日条に「板伊賀守為見廻以使者申候、未表へ不出由候」とあり、十月下旬の「眩暈」の症状は一旦快復したもの、その後再び病に臥したことがわかる。安重は十月下旬の勝重の「煩」とその早期快復については知らせを受けたものの、その後の経過については【史料1】発給段階で未だ承知していないということになる。

以上の検証によって、【史料1】が慶長十八年に発給されたことが改めて確認された。名古屋城築城という観点でみると、慶長十八年十一月段階で、漆喰が施された「四つ之御矢倉・二つ之御門・唐門」の作事が（漆喰の施工を一部残してはいるものの）完了したという事実が確定したことになる。同作事が始められたのも同年と考えてよいだろう。それでは、この「四つ之御矢倉・二つ之御門・唐門」とはどの櫓・門を指すのであろうか。次にこの点について検討を加えていきたい。

2 「四つ之御矢倉・二つ之御門」はどの櫓・門か

本章では「四つ之御矢倉・二つ之御門」について具体的に検討していく

く。築城期の作事がどのように進められた中で建設された「四つ之御矢倉・二つ之御門」であるのかを確認するために、議論の前提として【史料1】の前年にあたる慶長十七年の名古屋城での作事進捗と江戸時代の名古屋城に存在した櫓・門、そして【史料1】から浮かび上がる名古屋城作事の進め方についてのいくつかの事実を整理・確認し、これらを踏まえ「四つ之御矢倉・二つ之御門」の同定を試みたい。

（1）慶長十七年の作事

ここでは慶長十七年の名古屋城での作事進捗について確認しておく。以下、先学の研究成果に拠りつつ、一部補完修正する形で同年の作事過程について整理していきたい。

①慶長十七年の作事対象

慶長十七年の作事対象として想定された建造物については、次の史料が手がかりとなる。

【史料3】「御用帳」⁽²⁰⁾

一尾州御城御作事

御ひろま　御殿　御たい所

御書院　遠侍　御天守同小天守

右之分材木早々御取、来年中ニ皆々出来仕様ニと之　御意、御

つほね御長屋ハ遅ク候ても不苦候と　御意

当該史料は、名古屋城の作事において、「御ひろま」をはじめとする建物を「来年中」に全て完成させるようにとの家康の意を伝えている。慶長十六年には未だ小天守の石垣普請が行われており、また後述の通り、

天守は同十七年末に出来するので、文中の「来年」は同十七年を指し、

当該史料は同十六年に作成されたものと考えられる。つまり、同十六年段階での目下の作事対象は、「御ひろま」・「御殿」・「御たい所」・「御書院」。

「遠侍」・「天守同小天守」といった建物であり、これらの次にくる対象が「御つほね」・「御長屋」であったことが明らかとなる。慶長期本丸造當当初の設計図面と目される「なこや御城之指図²⁴」を参照すると、「御ひろま」・「御殿」・「御たい所」・「御書院」・「遠侍」・「御つほね」・「御長屋」は現在でいうところの本丸御殿を構成する各殿舎であると考えられ、史料中の「御殿」は対面所を指すものと推測される。ひとまずここでは、少なくとも慶長十六年段階で、翌年中の本丸内の天守・御殿内主要殿舎の作事完了が目指されていたことを確認しておく。

②作事の進捗

【史料3】で確認した通り、慶長十七年、名古屋城では本丸天守・御殿の作事が進められた。天守・御殿建造用かどうかは不明だが、名古屋城築城で使用する木材等資材の準備は同十五年より進められていた。天守作事に関しては、【史料2】が慶長十七年五月十一日付であることや、棟梁衆扶持方覚²⁶で同年六月から大工が従事していたことが確認できることから、同年五月頃から始められたと推測される。また御殿作事に関しても、城戸久氏が指摘する通り²⁷、慶長十七年正月の家康の「仰付」により、五月頃より本格的に始められたとみてよいだろう。すなわち天守・御殿とともに、慶長十七年五月、家康により作事奉行が任命された（【史料2】）後、作事が本格的に始められたと考えられる。

ところが、翌六月には、早くも【史料4】のように作事方針変更の指示が、家康の下にいる駿府奉行衆から正清へ伝えられ、作事奉行衆も【史料5】にみられるように、方針転換に迅速に対応した。

【史料4】 六月二十八日付中井正清宛本多正純外五名連署書状²⁸

以上

一 御天主斗早々相立可申候事

一 御天主立候後、御家をハ立可申候事

一 御天主御家両方一度ニ立候ハヽ、人足以下なにかニ付手まハし如
何候間、急御天主を立可申候由 御詫ニ候、恐々謹言

竹山城守

六月廿八日 正信（花押）

村茂助

直吉（花押）

成隼人正

正成（花押）

安帶刀

直次（花押）

大石見守

長安（花押）

本上野介

正純（花押）

中井大和守殿

【史料5】 七月四日付小堀政一他三名連署書状²⁹

已上

一 書申入候

一 徒駿符御^{（府）}以下同寄衆如此申来候、貴様へも駿符の御状參候、定而右之

趣可有御座候へ共、此方へ参候御状をも写候て進之候事

一皆々御家立申候衆、手伝少つ、置候て、御殿主へかけ申候事

一駿符へも御家之手伝御殿主へかけ申候通御返事申入候事

一こゝもと御普請之様子并御材木之様子、五郎右々可被申候条不能

具ニ候、恐惶謹言

小遠江守

七月四日 政一（花押）

日半兵衛

（花押）

長内蔵丞

（花押）

鈴左馬介

三■（花押）

すなわち【史料4】では、まず天守を急ぎ建造し、その後に御殿を建てるようとの家康からの指示が伝えられている。注目したいのは、この時点での作事対象として言及されるのが、天守と御殿の二つのみで、また【史料5】で示されている通り、天守の完成を急ぐために、御殿の人足から天守の方へ加勢として廻されたということである。もしこのとき、本丸の櫓・門、あるいは他曲輪の櫓・門等の作事を同時進行しているならば、天守の作事にかける人足は、それらからも（むしろ御殿よりも優先して）加勢させようとするのが合理的の判断であろう。作事対象として天守・御殿しか言及されていないことに加え、慶長十六年段階【史料3】で本丸天守・御殿が目下の作事対象であったことも勘案すると、本丸の櫓・門や他曲輪の櫓・門等の作事が並行して進められていたとは考えに

くいのである。つまり、この時点で作事が行われていたのは、天守・御殿のみであつたと指摘できる。^⑳

さて、【史料5】のよう^㉑に六月末から七月初頭にかけて御殿作事から天守作事に人足が廻され、八月二十三日前後には上方からの大幅な大工増員が図られ、天守作事が急ぎ進められた^㉒。その後、天守については、九月二十七日に「棟上出来」となり^㉓、年末には作事完了し、江戸の幕府年寄衆へ天守完成の報せが届いた^㉔。他方、御殿に関しては、翌年以降も作事は継続して行われたと考えられる。

ここでは、以上の通り慶長十七年の作事進捗を整理するとともに、同年における名古屋城作事の対象が専ら本丸天守・御殿であつたことを再度確認しておきたい。また、このことからも【史料1】が慶長十七年である蓋然性は低いことを改めて指摘しておく。

（2）名古屋城における櫓・門

①江戸時代の名古屋城に存在した櫓・門

次に、江戸時代の名古屋城に存在した櫓・門を確認しておこう。十九世紀に編纂された『金城温古録』^㉕を参照すると、少なくとも同時期には櫓十一基・門五基が存在したことがわかる。

櫓については、本丸の丑寅隅御櫓・辰巳隅御櫓・未申隅御櫓、二之丸の丑寅隅御櫓・辰巳隅御櫓・御太鼓櫓・未申隅御櫓、御深井丸の御弓矢櫓・三階御櫓、西之丸の月見御櫓・未申隅御櫓の計十一基が確認できる。他方、門については、本丸の南一之御門・東一之御門、二之丸の西鉄御門・東鉄御門、西之丸の榎多御門の計五基が確認できる。正保元年（一六四四）に尾張藩が幕府へ提出した城絵図の控えと考えられる「正

保四年名古屋城絵図」（徳川美術館蔵）³⁵でもこれらの櫓・門は確認でき、且つその他の櫓・門は確認できないので、上記の櫓・門が江戸時代前期より幕末まで過不足なく存在し続けたといえる（図1参照）。

②慶長十六年時に計画されていた櫓・門

しかしながら、慶長十五年石垣普請前後の名古屋城設計図と考えられ

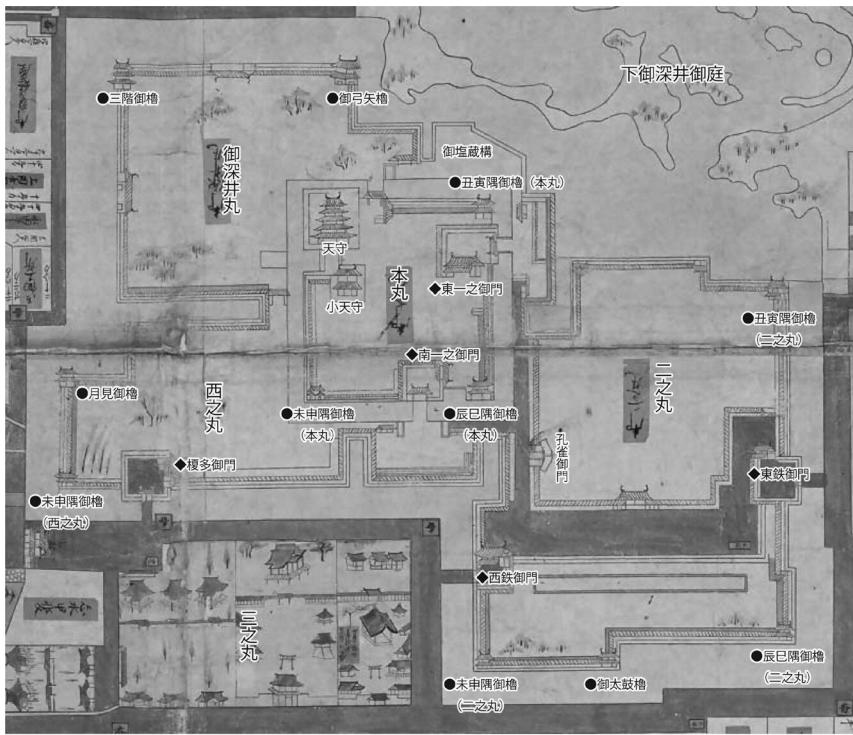


図1 18世紀における名古屋城の櫓・門
(「享保十四年酉年名護屋絵図」愛知県図書館蔵、部分、一部加工、
※●は櫓、◆は櫓門であることを示す)

る「なこや御城惣指図」³⁷で描かれた櫓（＝当初建設が予定されていた櫓）と、実際に江戸時代を通じて存在した櫓には、若干の相違がある。すなわち、同指図では御深井丸南西隅と同北東隅（御塙蔵構寄り）に櫓が描かれているものの、これらは江戸時代を通じて存在が確認できない。また、江戸時代を通じて存在が確認できる二之丸丑寅隅御櫓と西之丸月見御櫓、同未申隅御櫓が同指図には描かれていない。

二之丸丑寅隅御櫓と西之丸月見御櫓、同未申隅御櫓については、「なこや御城惣指図」が貼絵図であることを考慮すると、何らかの事情で同指図に貼られることがなかつたということや、あるいは実際には貼つてあつたが、後に剥離し現在に至つたということなども可能性としては想定できる。

問題は、同指図に描かれた（貼られた）櫓の内、江戸時代に存在が確認できない御深井丸南西隅と同北東隅の櫓は、築城当初には実際に建設された（そして、その後撤去された）のかどうかである。上記二か所に実際に櫓が建てられた後、「正保四年名古屋城絵図」までのおよそ三十年の間に撤去されたとは考えにくく、またそうした記録も確認できないため、本稿では上記二つの櫓は建設が予定されていたものの、実際には建てられなかつたものと理解する。つまり、「なこや御城惣指図」での設計段階から計画変更され、指図で示された御深井丸二基の櫓（御深井丸南西隅・北東隅）は実際には建てられなかつたという理解である。そして、同指図にはみられない櫓が、二之丸に一基、西之丸に二基建設され、これらを含め築城当初に建てられた櫓はいづれも撤去されることなく幕末まで存在し続けたと考え、以下論を進めることとする。

ところで、慶長十六年五月時点では建設が計画されていた櫓・門等につ

いて、次に掲げる史料でうかがい知ることができる。

【史料6】尾州那古屋御城御矢倉御長屋鍛冶衆入札⁽³⁸⁾

尾州那古屋御城御矢倉御長屋鍛冶衆入札

一六拾八石

二階御矢倉〔六間二／七間〕

弥左衛門

但、御矢倉三つ有

一七拾九石五斗三階御矢倉〔六間二／七間〕

久右衛門

但、御矢倉四つ有

一三拾五石御門二階分〔拾一間ニ／四間〕

同人

一卅五石五斗

御門矢倉

〔十一間半／四間〕

同人

一四拾五石五斗

御門二階分

〔十四間ニ／四間〕

同人

一四拾壹石五斗

御門矢倉

〔十三間／四間〕

同人

一四拾石

御門二階分

〔十式間／四間〕

久左衛門

一拾五石

御本丸御長や

〔三間ニ／十間〕

彦左衛門

一拾弐石六斗

式ノ丸御長や

〔三間ニ／十間〕

同人

一九拾五石

二ノ丸三階金手矢倉

〔十式間／四間〕

彦右衛門

慶長十六五月十五日
以上

この慶長十六年五月時点では、「なこや御城惣指図」にみえる建造計画から変更が決定されていたのか否かは不明である。ただし、櫓に関する構造・数とともに、江戸時代に実際に存在した櫓とほぼ符合するので、「なこや御城惣指図」よりも、江戸時代に実際に存在した建物に対応するものと考えた方が妥当であると判断される。⁽³⁹⁾

すなわち、「二之丸三階金手矢倉」は二之丸の丑寅隅御櫓・辰巳隅御櫓・御太鼓櫓・未申隅御櫓の四基、「三つ有」とされる「二階御矢倉」は御深井丸の御弓矢櫓、西之丸の月見御櫓・未申隅御櫓の三基、「四つ有」とされる「三階御矢倉」は本丸の丑寅隅御櫓・辰巳隅御櫓・未申隅御櫓、御深井丸の三階御櫓の四基であろう。⁽⁴⁰⁾

他方、門に関しては、「御門二階分」・「御門矢倉」の二つの類型が計五基記されている。字義から推察するに、いずれもいわゆる櫓門の類いであると考えられるが、いずれの門であるのか特定は難しい。【史料6】では梁・桁とともに間数が示されているものの、「元禄十年御城絵図」（名古屋市蓬左文庫蔵）等で確認できるものと若干の相違がある。ひとまず本稿では、門の実際の桁行（の相対的長短）から類推し、「十一間／四間」の「御門二階分」を本丸東一之御門、「十一間半／四間」の「御門矢倉」を本丸南一之御門、「十四間／四間」の「御門二階分」を二之丸西鉄御門、「十三間／四間」の「御門矢倉」を二之丸東鉄御門、「十式間／四間」の「御門二階分」を西之丸櫻多御門に比定しておこう。⁽⁴¹⁾

ここでは、慶長十六年五月段階で、後に実際に建設されることとなる櫓・門の計画は固まっていたことを確認し、少なくとも「四つ之御矢倉・二つ之御門」はこれらの中の櫓四基・門二基でありうることを指摘したい。

（3）名古屋城作事の進め方

次に、名古屋城作事の進め方について、【史料1】から浮かび上がるいくつかのことをおさえておく。名古屋城の作事過程を考える上で重要な事柄があるので、以下で整理し、先学の見解の見直しを図りたい。

①諸建築の作事はグループにわけて段階的に進められた

まず指摘したいのは、櫓・門を含む城内諸建築の作事は、作事対象を何グループかにわけ、それら作事対象のグループごとにある程度段階的に進められたということである。

まず【史料1】における安重の報告では、漆喰施工の完了を以て「爰元御普請之儀者、皆々出来致候」と述べているように読み取れる。すなわち、「爰元御普請」の最終工程は漆喰施工であり、その対象は「四つ之御矢倉・二つ之御門・唐門」であった。「四つ之御矢倉・二つ之御門・唐門共ニ皆々」（傍点は筆者による）とあるので、少なくともこのときの作事対象はこれらの櫓・門のみで、しかもこれらは計画通り出来した櫓・門全てであつたことがわかる。

ところで、「爰元御普請之儀者、皆々出来致候」は、名古屋城全体（長期）の工事、すなわち諸建築の全工事が完了した、あるいはこのとき（短期的に）作事対象に設定していた櫓・門（「四つ之御矢倉・二つ之御門・唐門」）の工事が完了した、という二つの解釈ができる。前者の解釈だとすると、「四つ之御矢倉・二つ之御門・唐門」の作事完了を以て名古屋城「御普請」が「皆々出来」という意味になり、後者の解釈だとすると、「爰元御普請」は名古屋城普請の中の一部の（短期的）作事計画を意味し、専ら「四つ之御矢倉・二つ之御門・唐門」の作事を指すことになる。慶長十八年十一月段階で本丸御殿も含めた名古屋城全作事が完了するとは考えがたいので、後者の解釈のように思われるが、現時点では断定は難しい。ただしいずれの解釈にせよ、先述の通り「四つ之御矢倉・二つ之御門・唐門共ニ皆々」に「白土」を施したという報告からは、これらが計画通り出来した櫓・門であることが読み取れるため、名古屋

城全作事の内でも、作事対象がいくつかのグループにわけられ、それらのグループごとに作事が進められたことを指摘できるだろう。

また先に確認した通り、慶長十七年に本丸天守・御殿のみ作事が進められたことも考えあわせると、作事対象をわけたグループは、ある程度段階的に作事が進められたといえよう。換言すると、諸建築の作事が一斉に同時進行で行われたわけではないということになる。かつて城戸氏は、慶長十七年五月十一日付の【史料2】で名古屋城作事奉行が任命されていることに関して、「慶長17年5月11日頃に於て、諸櫓、諸門、御殿の作事が一齊に着手せられ、これ等の作事奉行と一括して、この日大和へ作事奉行を通達したものであらう」との見解を示し、同様の認識は名古屋市の書籍等でも一定程度踏襲されていることがうかがえる。⁴²⁾しかし先に確認した通り、慶長十七年に進められたのは天守・御殿の作事であり、翌年に「四つ之御矢倉・二つ之御門・唐門」（【史料1】）が建造されたことを本稿で再確認した。つまり、本丸天守・御殿も含めた諸建築の作事の進行には時期差（段階差）があることが明らかであり、いくつかのグループにわけられた作事対象ごとに作事が進められ、時期的にもある程度段階的に進められたことが指摘できよう。⁴³⁾

以上を総合すると、まず優先すべき作事対象として本丸天守・御殿が設定され、慶長十七年に実際にこれらの作事が始められ、それ以外の建造物は、天守完成の後、作事対象としていくつかのグループにわけられ、ある程度段階的に作事が進められていったとみるのが穩当であろう。

②櫓・門作事が天守・御殿に先行した可能性

一方で、こうした見解に対し、諸櫓・門の作事が天守・御殿作事の後ではなく、それ以前に行われていた可能性の指摘もある。たとえば、慶

長十六年五月十五日付の【史料6】で、櫓・門等の鍛冶衆入札が行われたことが確認できるが、当該史料に記された建造物の作事がこの時点でお大方進んでいたという見方も可能である。⁽⁴⁴⁾

しかし、【史料1】の検討によつて、名古屋城の櫓・門の内、少なくとも「四つ之御矢倉・二つ之御門」に関するでは、慶長十八年に作事が行われたことが本稿で改めて確認された。これにより、【史料6】の鍛冶衆入札は作事の進捗に直接的に関係なく、（作事の着手前に）あらかじめ一括して行われたということが指摘できよう。また、一部の櫓・門が慶長十七年の天守・御殿作事に先行して完了し、残りの櫓・門の作事がよう慶長十八年以降に進められたという見方も可能だが、【史料3】が示すように、慶長十六年段階の計画として、まず天守・御殿の作事が想定されていたということや、天守・御殿が城郭内でも重要度・象徴性が最も高いクラスの建造物であるということ、また慶長十七年以前に天守・御殿以外の櫓・門等の作事が行なわれたことを明確に示す史料を確認できないことなどを勘案すると、やはりまず本丸天守・御殿の作事が優先され、それ以後に諸櫓・門の作事が順次行われていったと考へるべきであろう。

③慶長十七年天守完成以降の作事——本丸御殿と櫓・門——

慶長十七年、天守作事への大工集中動員が奏功して、同年末天守が完成したが、本丸御殿の作事は翌年以降も継続して行われたとみられる。慶長十八年には、近江国馬淵・岩倉両村の石切が動員され、本丸御殿「けんくわん御敷石并御料理之間御いろいろ石御用」に従事したことがわかつており、内装に関わる工事も着々と進められていくと推察される。⁽⁴⁵⁾

慶長十八年十一月頃に「四つ之御矢倉・二つ之御門・唐門」の作事が完了したことを踏まえると、慶長十七年天守完成以降の作事過程として

は、本丸御殿の作事とそれ以外の櫓・門等の作事が並行して——ただし櫓・門等は一斉に同時進行ではないだろうが——進められていたことが指摘できるだろう。

（4）「四つ之御矢倉・二つ之御門」の検討

以上整理してきた事柄を前提に、「四つ之御矢倉・二つ之御門」の同定を試みたい。

まず「四つ」・「二つ」に着目してみたい。前節で作事対象がいくつかのグループにわけられ作事が進められたことを指摘したが、これらのグループが、名古屋城の櫓・門から無作為に——たとえば櫓四基について、二之丸の二基、御深井丸の一基、西之丸の一基——のように一選り分けられてできたグループとは考えがたい。したがつて、「四つ」・「二つ」には、ある程度の作為・意味（括り方）——たとえば、同一曲輪内の櫓・門というような設定の仕方など——を読み取るべきであろう。その上で、「二つ」の門の候補を考えてみると、（a）本丸南一之御門・同東一之御門、（b）二之丸西鉄御門・同東鉄御門のいずれかになろう。

また、「四つ」の櫓の候補を挙げてみると、（A）本丸丑寅隅御櫓・同辰巳隅御櫓・同未申隅御櫓・御深井丸三階御櫓、（B）二之丸丑寅隅御櫓・同辰巳隅御櫓・同御太鼓櫓・同未申隅御櫓、（C）御深井丸御弓矢櫓・同三階御櫓・西之丸月見御櫓・同未申隅御櫓の三パターンを想定できよう。この内、（A）は【史料6】で「四つ有」の「三階御矢倉」と目される櫓である。（B）は二之丸内の全櫓である。（C）は御深井丸と西之丸に存在した全櫓で、数の上で計四基となる。

それでは、櫓・門の組み合わせの蓋然性を考えてみよう。まず、「四

つ之御矢倉・二つ之御門」が单一曲輪内の櫓・門だとすると、(B) – (b) の組み合わせのみが該当し、二之丸の櫓・門全てと捉えることができる。この組み合わせが最も違和感のない解釈となる。なお、次章の結論を取りするようであるが、二之丸には尾張の執政であった平岩親吉の屋敷が存在し、その屋敷内に家康御座所の行殿があつたとされ、【史料1】中の「唐門」もこの屋敷に建てられた門と推定できるので、「四つ之御矢倉・二つ之御門」が「唐門」と同じ二之丸にある (B) – (b) である蓋然性は高いといえよう。

次に、「四つ之御矢倉・二つ之御門」が複数の曲輪にまたがつて設定された櫓・門と仮定してみる。本丸及び二之丸（の一部）の門の作事においては、おそらく多門櫓を通じて隅櫓との接続等を考慮する必要があると考えられるため、櫓と門で全く別の曲輪が対象となる (C) – (a · b) の組み合わせは、蓋然性が低かろう。短期的な計画における作事対象の曲輪の組み合わせとしてもどこか中途半端な印象を受ける。

また、仮に「四つ之御矢倉」が (A) であつたとすると、「二つ之御門」は本丸の一基 (a) に絞られよう。この (A) – (a) の可能性を明確に否定しきれないものの、先述の通り「唐門」との関係から考えて、(B) – (b) の方が組み合わせとして無理なく解釈できると判断し、ひとまず本稿では「四つ之御矢倉・二つ之御門」は二之丸の櫓四基・門二基である蓋然性が高いことを指摘したい。

3 「唐門」と主計屋敷

(1) 名古屋城における「唐門」

最後に、【史料1】中の「唐門」について検討を加えたい。一般に唐

門とは「屋根全体が反転曲線の唐破風形になつた門」のことで、「四脚門につき、棟門より一段格式の高い門」で「寺の子院や上流住宅の門に用いられた」とされる⁽⁴⁶⁾。概して、高貴な身分の者が出入りする寺・邸宅等に設けられる格式高い門の一類型と見受けられる。

如上の唐門の性格から、名古屋城において「唐門」が建造された場所としてまず想定されるのは、城郭の中核であり、天守や城主徳川義直の居所として建てられた御殿が存在した本丸であろう。ところが、「なごや御城之指図」⁽⁴⁷⁾にはそれらしき門は見当たらず、また現実問題としてもそのような唐門を設けられるほどの空間的余裕は本丸にはないようと思われる。

それでは、本丸でないとすると、次に想定されるのは二之丸となろう。実は、後に二之丸に造営される二之丸御殿には、孔雀御門と称される唐門が存在した。そして、江戸時代の名古屋城において存在が確認できる唐門は、この孔雀御門ただ一つである。

ただし、二之丸御殿の落成は元和三年のこととされているので、慶長十八年に「唐門」が建造された場所を同御殿と判断するわけにはいかない。これに替わり、慶長十八年段階で「唐門」建造場所として改めて確定できるのが、慶長期に二之丸に存在した平岩主計頭親吉の屋敷である。同屋敷は、後掲【史料11】にもある通り、慶長十六年十二月に親吉が亡くなつた後も「主計屋敷」と呼ばれていた。以下本稿でも、主計屋敷と呼ぶこととする。

(2) 二之丸における主計屋敷と家康の御座所

① 主計屋敷内の新殿

平岩親吉は家康の重臣の一人で、慶長十二年に義直が尾張国の国主となると、幼少の義直に代わり執政として尾張の国務を掌つた人物である。親吉は名古屋城築城期に、二之丸内の屋敷に住していとされている。そのことを示すのが次の史料である。

【史料7】「当代記」慶長十七年正月四日条

四日、平岩主計頭、去朔日晚に於名古屋二丸死去、今日大御所聞給、於病重は犬山へ移、於彼地可相果を、於名古屋死る事不謂の由曰、甚無興し給

これによると、慶長十七年正月朔日晚、親吉は二之丸にて死去した。⁴⁹⁾家康は四日に親吉の訃報を受け、親吉が自身の居城がある犬山へ移らず、名古屋城二之丸で死去したことを不当とし、大変機嫌を損ねたという。

同月、駿府を発った家康は名古屋を訪れるが、その際の宿所に関する次のようにある。

【史料8】「当代記」慶長十七年正月二十七日条

廿七日、大御所岡崎より至名古屋着給、古平岩主計家に宿給、但新殿造作出来御座所とす

すなわち、名古屋へ到着した家康は「古平岩主計家」を宿所とし、新殿造作が完了したので、その新殿を御座所にしたという。この新殿は「古平岩主計家」内に造作されたものと解釈できる。【史料7】で親吉が死去した二之丸の屋敷のほかに、親吉が居所とした屋敷の存在は名古屋で確認できいため、この「古平岩主計家」は親吉が死去した二之丸屋敷と同一のものとみてよいだろう。このように、二之丸は大御所家康の御

座所としての行殿が存在する空間として意味を持つことになった。

ちなみに、この主計屋敷における家康御座所の行殿は、親吉の死去とは関係なく、それ以前から新造が計画されていたと考えられる。『金城温古録』にて編者の奥村得義は、家康が名古屋へ立ち寄る際のそれまでの宿所は万松寺であつただろうとの考えを記している。実際、同書にて「万松寺記録」から引用した一節では、「慶長十四年十一月十六日、家康公、当国え御入駕、当寺へ御泊り⁵⁰⁾」とある。このように、従来は万松寺が家康の名古屋逗留時の宿所として利用されていたが、慶長十六年に至つてこれに替わる家康滞在時の御座所を二之丸の主計屋敷内に新設することに決定したものと考えられるのである。そうであればこそ、家康は自身の御座所となる新殿のある二之丸主計屋敷で親吉が死去したことには不快感を覚えたのではないだろうか。

② 主計屋敷が建てられた時期

さて、この主計屋敷が建てられた時期については、明確にはわかつていない。親吉は当初清須を居所としていたとされるが、いつ頃名古屋城二之丸へ移つたのであらうか。

【史料9】正月二十二日付岡部又右衛門宛佐久間政実書状⁵¹⁾

尚以 上様 御誕之通主計殿へも申遣候、定而可被 仰遣候へ
共、為念■拙者^{本ノマ}申進候、以上
一筆令啓上候、仍なこや 御城御なはり之儀付被

仰付、今日御器所迄罷上候、然者熱田々なこや迄之御舟入水つもり之儀、其方へ可申談之旨
御誕ニ候、明日廿三日未明^ル平主計殿もなこや迄御座被成候、拙者もなこやへ早天^ル罷出候間、其元大工衆被召連、早天^ルなこやへ御

越尤ニ存候、いつれも以面可申談候間不能■候、恐々謹言

平岩主計頭

正月廿二日

佐河内

三月廿五日

親吉（花押影）

岡本又右衛門様
此文字不分明
部

（花押影）

羽柴（池田輝政）三左右衛門様

人々御中

当該史料は、名古屋城普請奉行である佐久間政実が熱田大工の岡部又右衛門へ送った書状の写しである。おそらくは堀川の開削に際してのことだろうが、「御舟入水つもり」のことを熱田大工の岡部又右衛門へ相談するようにという家康の指示があつたことを述べている。「なこや 御城御なわはり」とあるので、慶長十五年の書状と推定される。

注目すべきは「未明ら平主計殿もなこや迄御座被成候」という箇所で、親吉が名古屋まで早天より出向くと記されている。この時点では名古屋を未だ居所としていなかつたと捉えられる。

次に（慶長十六年）三月二十五日付池田輝政宛平岩親吉書状写をみてみよう。

【史料10】三月二十五日付池田輝政宛平岩親吉書状写⁵⁴

猶々、当地御城御普請御覽被成、御機嫌能御座候条、可被御心

易思食候、御普請奉行衆何も御伴被仕候間、尚可被申上候、已

上

急度令啓上候、仍 大御所様就御上洛、御上之由、御大儀乍恐御尤

奉存候、其元万事「 」造作奉察候、□分去年於名護「 」被

為入御精御苦身之段、此地御着之刻申上候、御祝着被思食候、拙者

爰元御留守居被仰付候間、罷上不奉拝貴顔事、乍憚御残多奉存候、猶此表相当之儀可被仰付候、恐惶謹言

一公方様昨一日ニ當城へ被成

（徳川秀忠）

御着座、すぐニ二ノ丸・御本丸・ふ

動向等から考えて、慶長十六年とみて間違いないだろう。⁵⁵これによると、親吉はこの前後で家康より「爰元御留守居」を命じられた（傍線部）。親吉は元々義直に代わって尾張の国政を預かる立場であったので、先述の通りすでに清須を拠点としていた。それ故に、このとき改めて仰せつかつた「御留守居」は、清須ではなく、より局所的な留守居を指すと捉えられよう。【史料10】で名古屋城普請のことが述べられている文脈から、「爰元御留守居」は名古屋、より具体的には名古屋城での留守居を指すと推測される。⁵⁶そしてこの「御留守居」の屋敷こそが、二之丸の主計屋敷と考えられるのである。したがつて、この慶長十六年三月前後に二之丸に主計屋敷が建設され、同年末から翌年初めにかけて家康御座所の行殿が増設されたと考えるのが穩当であろう。

③親吉死後の主計屋敷

城戸氏がすでに引用し指摘している通り⁵⁷、親吉死後の主計屋敷については、（慶長十九年）十一月三日付成瀬正成・竹腰正信・竹腰正信宛志水忠宗書状写の一つ書きに次のようにある。

【史料11】十一月三日付成瀬正成・竹腰正信宛志水忠宗書状写⁵⁸

（前略）

一公方様昨一日ニ當城へ被成

（徳川秀忠）

御着座、すぐニ二ノ丸・御本丸・ふ

けの丸何も不殘御城廻被成

御覽、一段御機嫌能御座候、御本丸

二被成 御座候様ニと達而申上候へ共、宰相様無御移内ハ如何

（徳川義直）

と御意にて、主計屋敷ニ被成 御座、今三日ニ大垣ヘ御出馬之事

（後略）

すなわち、将軍秀忠が名古屋城へ到着し、すぐに二之丸・本丸・御深井丸を残らず視察して廻ったということ、将軍秀忠に對して、本丸を御座所とするようにと忠宗から「達而」申し上げたが、「宰相様」（義直）が御移りなき内はいかがなものかと秀忠は遠慮し、主計屋敷に入り御座所としたということが報ぜられている。本状の内容から、親吉死後も同屋敷が「主計屋敷」と称されて取り壊されることなく、少なくとも慶長十九年までは存在していたということ、そして同屋敷（の行殿）が本丸御殿に次いで、将軍の御座所に値する屋敷であったということが明らかになろう。

以上みてきた通り、当時の指図等から考えて本丸には「唐門」は建設されなかつたであろうこと、慶長末期、二之丸主計屋敷（の行殿）が大御所・將軍の御座所として使用されていたということ、また「唐門」を幕府が築くに値するクラスの屋敷等が主計屋敷以外に城内外に確認できないことから、慶長十八年に新造された「唐門」の建設場所は、主計屋敷を除いて考えられない。本稿では、慶長十八年に「唐門」が主計屋敷に新造されたと結論する。なお先述の通り、「唐門」が二之丸における門であることを踏まえると、「四つ之御矢倉・二つ之御門」も二之丸の櫓門である蓋然性は高くなる。

さて、慶長十八年に「唐門」がわざわざ新造されたという事実からは、主計屋敷及び同屋敷内の行殿を一定程度の格式を持つた御座所とし、大御所・將軍が名古屋へ立ち寄る際に、名古屋城の二之丸を御座所とし続

ける意向を家康が持っていたことが読み取れるだろう。新殿（家康御座所）の建築から「唐門」完成まで一年以上の空白があるのは、主にこの間に天守など他の建造物の作事を急いだことに起因するのだろうが、この時期に長期的に二之丸を大御所・將軍の名古屋逗留時の御座所とする本格的な構想が固まつていったとも考えられる。また、さらに踏み込んだ見方をすれば、これ以降に控える義直・春姫の婚礼を名古屋城本丸御殿で執り行うことを見据え、本丸御殿へ家康が出御するための「唐門」新設とも捉えられるのではないだろうか。いずれにせよ、この時期の名古屋城二之丸は大御所・將軍の御座所となる屋敷・行殿が存在する空間として、城内でも特殊な性格を帶びていたといえるだろう。

（3）「唐門」と孔雀御門

元和二年四月、家康は駿府にて死去し、家康の膝元で養育されてきた義直は七月に尾張名古屋へと移つた。61名古屋城へ入った義直は本丸御殿を居所とするが、元和三年に二之丸に御殿を造営し、同六年（または同七年）に二之丸御殿へ居所を移した。62この新造された二之丸御殿と、それ以前に二之丸に存在した主計屋敷との関係については詳らかではない。慶長二十年四月の義直婚禮時の滞在で家康が二之丸を御座所としたのが、おそらくは（状況証拠ではあるが）主計屋敷の間接的終見になるが、その後、主計屋敷を取り壊して新たな御殿を建てたのか、主計屋敷の一部を残しつつ、殿舎を新造し二之丸御殿としたのか、明確にしがたいのが現状である。

先述の通り、二之丸御殿にも孔雀御門と称される唐門が存在したが（図2参照）、この孔雀御門が「唐門」と同一のものか否か（＝「唐門」が

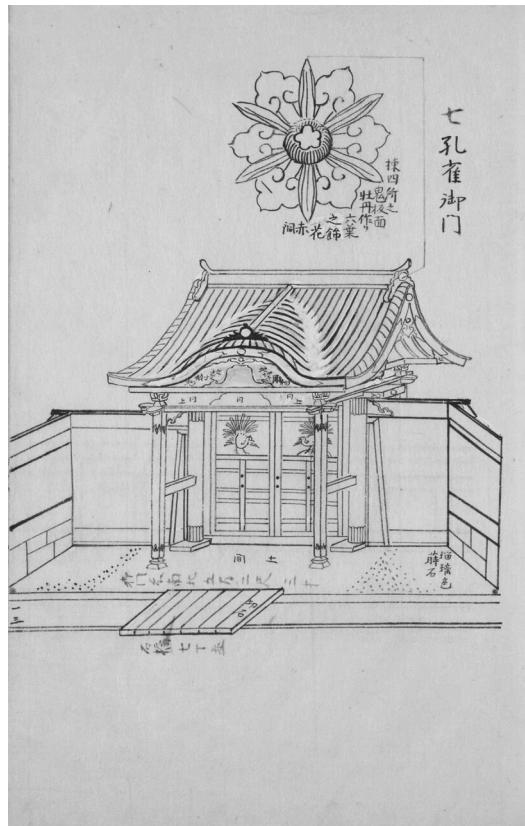


図2 二之丸御殿における孔雀御門
(「金城温古録」名古屋市蓬左文庫蔵、部分)

撤去されることなく、二之丸御殿に継承されたのか否か)についても同様に、明確な答えを出せるだけの判断材料が揃っていない。ただし、現状わかつている事柄を整理しておくことは必要であると考えられるので、以下、孔雀御門について述べておく。

『金城温古録』では、孔雀御門について次のように記録されている。

【史料12】『金城温古録』「御城編之一 御城部」

孔雀御門 四脚御唐門造、惣欅、金具赤銅、御屋根銅瓦葺、四隅の柱角作り、几帳面取指口一尺、根巻・肩巻の金具模様毛彫の牡丹○中央扉付の柱丸作り、高一丈、指口一尺三寸、方立巾七寸、厚二寸八分、扉長九尺七寸、巾五尺四寸、唐戸作り、外面に彫刻の孔雀一番を打て附る、仰俯相対して舞ふ体、其雌は土を踏へ、雄は足下に物無し、(中略)

御城西御構の正中に在り、相伝ふ、慶長年中、爰に神君御行殿の御所おはしませし時の御門也と云、或は寛永御上洛の御時、公方様御本丸より此御城へ御成の節、御設の御成門なりとも云 (a) 古名四足御門、一名孔雀御門と称ふ、抑、今世、京都に於て四足御門を設置する、親王家・摂家方にては、参内御門などと御内衆称するよし聞ゆる如く、爰にも御式事に用ひさせ給ふ所なれば、古今御輶に召させらるゝ御時は、此御門より御出入を遊しける、(中略)

得義謹按、孔雀御門は皇城の内門に称する処、心得有べき事

なり、此御門、公義御成御門の御設ならば、常に御出入も有らせられまじきか、然るに古今御出入遊し来らせ給ふは、いかなる故かと申に、海人藻芥に、居所の事、大臣の家には四足あり、中略、勧修寺経顕公任大臣の後造改宿所の間、悉以大臣の家也、経顕公子息大納言経重、其子中納言経豊以下、雖不任大臣、父祖旧亭に令住居云々、勧修寺の始は摂家の別れなれば、昔は華族なり、されば爰にも神君御行殿の御所なれば、定めて四足御門も在しなるべし、其御所跡へ、元和の初、敬公御移住の御時にも、四足御門は其儘に御住居成せられし御事なるべし、其後、公儀御成の御時に至ては、御馳走の為に、いか程も御潤色は仰付らるべき御事なり、さやうにおはしまさば、御成御門と申御物にはあらで、神君の御所を御譲受遊されたる御遺事ある御門なれば、大臣の御子におはしませば、大臣の御遺格を御伝へあらせらるゝ所の御門にて、今に御式正には御出入遊し来らせらるゝ御事にや (b)、

(後略)

まず、冒頭に孔雀御門の構造など基本情報が示され、その後に彫刻・金具装飾など意匠の詳細が記されている。それによると、孔雀御門は「惣櫻」の「四脚御唐門造」で、屋根は「銅瓦葺」であった。高さは記されていないが、「中央扉付の柱」の高さが一丈とされているので、門全体の高さはそれ以上であったことがわかる。扉の高さは九尺七寸で、幅が五尺四寸であった。扉外面に孔雀一番の彫刻が施され、それら孔雀の様子は「仰俯相対して舞ふ体、其雌は土を踏へ、雄は足下に物無し」と記される。

興味深いのは、直後に記された二つの伝承である（傍線部①）。すなわち、孔雀御門は慶長年中、二之丸に「神君御行殿の御所」（主計屋敷の家康御座所）があったときの門であると伝承しており、或いは寛永期（同十一年（一六三四））に将軍家光が上洛する途上、名古屋城へ立ち寄つた際、本丸より二之丸へ御成するため建てられた「御成門」とも伝承しているという。編者の奥村得義はこれら二つの伝承を整合的に考察し、次のように私見を述べている（傍線部②）。すなわち得義は、大臣家には四脚門があり、勧修寺家では経重・経豊以下、自身は大臣に任じられなくとも、父祖が大臣であった所以から大臣家並の格式を備えた邸宅に居住していると「海人藻井」に記述されていることを踏まえ、二之丸に存在した「神君御行殿の御所」にも四脚門があつただろうとし、元和の初めに二之丸に義直が新造した御殿にも、その四脚門がそのまま継承されたんだろうとしている。そして、その後寛永期に家光が逗留したとき、本丸から二之丸への御成に際し、この四脚門に「いか程も御潤色」が命じられ、装飾が施されただろうと推測し、故に、孔雀御門は「御成御門」

という性格のものではなく、「神君の御所」を譲り受けたという「御遺事」ある門であり、且つ義直は大臣（太政大臣家康）の子であるので、孔雀御門は「大臣の御遺格」を伝えるところの門として、今も式正には藩主が出入りしてきたのではないかと結論している。

得義が考える孔雀御門の成り立ちを整理すると、まず慶長年中に二之丸の家康御座所（主計屋敷）に四脚門があり、寛永期の家光上洛時に、この四脚門にさらに装飾が施され、十九世紀に得義が実際に目にしたような孔雀御門が出来上がつていったことになる。つまり得義は、慶長成立説・寛永成立説を整合的に説明しつつ、孔雀御門の成立自体は、慶长期とみている。本稿でいうところの「唐門」が孔雀御門として継承されているという理解である。現状、得義の見解を検証することは難しい上に、『金城温古録』の編纂が十九世紀であるため、これらの伝承・見解は本稿に関して何ら傍証となりえないが、孔雀御門が慶长期における二之丸の家康御座所の門に由来するということがこの時期に伝承していたことは注目に値しよう。本稿では得義の考察を採り、慶長十八年に出来した「唐門」が孔雀御門として二之丸御殿に継承されていった可能性を指摘するに留めておきたい。

おわりに

本稿では、従来注目されてこなかった、慶長期成立の「四つ之御矢倉・二つ之御門・唐門」について検討し、諸事実を整理・指摘した。特に、慶長十八年に「四つ之御矢倉・二つ之御門・唐門」が出来したということ、「四つ之御矢倉・二つ之御門」は二之丸の櫓四基・門一基を指す蓋然性が高いということ、「唐門」は二之丸主計屋敷の唐門であるということ

こと、また「唐門」は孔雀御門として二之丸御殿に継承された可能性があるということを指摘した。

とりわけ、二之丸主計屋敷の「唐門」が幕府により建造されたという事実は、初期名古屋城の空間的特質を考える上で非常に重要である。すなわち、初期名古屋城における二之丸は、大御所・将軍の御座所が存在する空間であり、それ故にその格にふさわしい「唐門」が主計屋敷に築かれた。実際に、「唐門」建造後、大御所家康と將軍秀忠が名古屋城へ立ち寄る際は、二之丸主計屋敷を御座所にし、その点において、城主義直の居所である御殿が存在した本丸とはまた異なる次元で、高貴な格を帯びる空間として、江戸時代初頭の二之丸は受けとめられたことと推察される。初期名古屋城の二之丸における屋敷（御殿）がその後、主計屋敷から二之丸御殿へどのように変遷していくのか、そして二之丸の空間的特殊性がその後どのように変遷していくのか、名古屋城の歴史として考察していく必要がある。この点は全国の近世城郭の御殿とも比較して考えていく必要があり、また特に主計屋敷の家康御座所行殿については、近世初期に建設が進められた家康（あるいは徳川將軍）宿泊のための御殿（藤沢御殿など）の問題としても捉えていくべきだと思われるが、これらの点については今後の研究を期したい。

註

- (1) 城戸久「名古屋城天守造營年次考」（建築學會大會論文集）一七号、一九四〇年、以下
城戸論文a）、内藤昌責任編集『日本名城集成 名古屋城』（小学館、一九八五年、以下『名
古屋城』）、及川亘「現場監督する大名—多久家文書による公儀普請」（小宮木代良編『近
世前期の公儀軍役負担と大名家—佐賀藩多久家文書を読みなおす』）岩田書院、

二〇一九年）、同「靖國神社遊就館所蔵「名古屋御城石垣絵図」について」（『東京大学史料編纂所附屬画像史料解析センター通信 八七』東京大学史料編纂所、二〇一九年）、『史料が語る「名古屋城石垣普請の現場』（『名古屋城調査研究報告三 史料調査研究報告書一』）
名古屋城調査研究センター研究紀要』第三号、一〇二二年）、同「天守建つ・続名古屋城築城
考」（『名古屋城調査研究センター研究紀要』第四号、二〇二三年、以下服部論文a）など。
(2) 代表的なものに、城戸論文a、同「名古屋城天守と小堀遠江」（建築學會大會論文集）
一八号、一九四〇年、以下城戸論文b）、同「名古屋城上洛殿の造営について」（同二号、
一九四一年）、同「名古屋城本丸殿舎建築私考」（『美術研究』第一二六号、一九四一年、
以下城戸論文c）、平井聖・後藤久太郎「名古屋城御殿表書院」（『日本建築史基礎資料集
成十七 書院II』中央公論美術出版、一九七四年、以下平井・後藤論文）、同「名古屋城
御殿上洛殿」（『日本建築史基礎資料集成十七 書院II』）、後藤久太郎「名古屋城大天守・
小天守」（『日本建築史基礎資料集成十四 城郭I』中央公論美術出版、一九七八年、以
下後藤論文）、横田冬彦「近世初期城郭の作事編成」（『日本史研究』一二三号、一九八〇
年、以下横田論文a）、谷直樹「中井家大工支配の成立過程」（同『中井家大工支配の研究』
思文閣出版、一九九二年、初出一九七九〇八年、以下谷論文a）、同「中井大和守の仕
事 名古屋城作事を中心に」（『天下人の城大工—中井大和守の仕事III』大阪市立住まい
のミュージアム、二〇一五年、以下谷論文b）、『名古屋城』、服部論文aなど。

- (3) 高橋正彦編『大工頭中井家文書』（慶應通信、一九八三年、以下『中井家文書』）四〇号、
山本紀美「天下人の城大工 大工頭中井家文書の史料翻刻と現代訳」（『天下人の城大工
—中井大和守の仕事III』所収、以下山本翻刻）九三号。以下、『中井家文書』収載の史料
について引用・言及する場合、同刊本の文書番号のみを示す。また、同刊本からの引用（翻
刻掲載）においては、山本翻刻に掲載された原本画像と氏による翻刻を参照し、適宜修
正等を加えた。したがって、『中井家文書』における翻刻や山本氏による翻刻とは、多少

文字の異同があることを断つておく。

(4) 以下、江戸時代に実際に存在した櫓・門の名称については、『名古屋叢書続編 第十三』

十六巻 金城温古録 第一～四（名古屋市教育委員会、一九六五～六七年、以下『金城温古録』）での表記を採用する。

(5) 『名古屋城』二〇九頁。

(6) 後藤論文註五一、山本翻刻九三号。

(7) 横田冬彦「中井正清の居所と行動」（藤井讓治編『近世前期政治的主要人物の居所と行動』〈京都大学人文科学研究所調査報告第三七号〉）京都大学人文科学研究所、一九九四年、以下横田論文b）。

(8) 「当代記」（当代記 駿府記 続群書類從完成会、一九九五年）慶長十二年七月三日条、

同年三月十一日条。藤井讓治『徳川家康』（吉川弘文館、二〇二〇年）卷末「家康の居所と移動表」参照。

(9) 『新訂本光国師日記』（続群書類從完成会、一九六六～七年、以下『本光』）元和二年四月十七日条。

(10) 中井家及び中井正清の事蹟については、平井聖『中井家文書の研究』内匠寮本図面篇一（中央公論美術出版、一九七六年、以下『中井家文書の研究』）第一編を参照。

(11) 中村孝也『新訂 徳川家康文書の研究 下巻之二』（吉川弘文館、一九六〇年）。なお、『天下人の城大工―中井大和守の仕事Ⅲ』五六頁掲載原本画像を参照し、作事奉行衆の列記における改行箇所等を明示した。

(12) 尾張藩士の系譜集である「士林泝洄」（名古屋市蓬左文庫蔵）では、慶長期の藤田家の当主と思われる藤田民部の諱が「忠次」となっている。ただし、【史料1】では諱が「安重」となつており、また藤田民部が発給した他の書状で、諱が「忠次」のものが管見の限り確認できないため、ひとまず本稿では諱を「安重」としておく。なお、「三十六歌仙図額」（徳川美術館蔵）は、元和四年（一六一八）に藤田民部が父母の菩提寺である大法寺に寄

進したものであるが、業平像の裏側の銘文にも「奉寄進／大法寺釈迦堂仏前／元和四午年八月吉辰／藤田民部少輔安重」とあり、諱が「安重」となつていて（徳川美術館名品集四 桃山・江戸絵画の美）徳川美術館、二〇〇八年、一三七～一三八頁）。

(13) 戊ノ十月朔日付遠山友政・山村良安宛大久保長安書状写（所三男「秀吉・家康領時代の木曾山採材史料」四二号『徳川林政史研究所研究紀要 昭和四十三年度』（以下所論文）、一九六九年）。

(14) 慶長十五年は石垣普請で年内の主な普請工程を終え、同年十一月七日段階で「四つ之御矢倉・二つ之御門」等の作事が完了したとは考えられないでの、候補から除外する。なお、所論文等を参照するに、慶長十五年における作事関連の動向については、城内建造物の作事に用いる木材等の確保が専らであつただろうと推測される。

(15) 以下、中井正清の動向については、横田論文b）を参照した。

(16) 『中井家文書の研究』第三編「内裏仙洞御所造営関係年表」（三九～四七頁）、谷直樹「大工頭中井家の職掌と建築指図」（同編『大工頭中井家建築指図集―中井家所蔵本』）思文閣出版、二〇〇三年、以下『中井家建築指図集』表一（二九三頁）参照。

(17) 『中井家文書の研究』第三編「内裏仙洞御所造営関係年表」参照。

(18) 『中井家文書』一五・一六号など。

(19) 『時慶記 第五卷』（臨川書店、二〇一六年、以下『時慶記』）慶長十八年十月二十一日条。

(20) 慶長十六年については、（慶長十六年）十月二十四日付板倉内膳正・後藤庄三郎宛圓光寺元佶・金地院崇伝書状写（『本光』慶長十六年十月二十四日条）で「伊州少も別儀無御座候條」とされており、（同年）霜月六日付板倉伊賀守宛圓光寺元佶・金地院崇伝書状写（『本光』同年十一月六日条）においても、板倉の「煩」を連想させるようなことは一切記されていない。また、同十七年閏十月・十一月においても、板倉の「煩」に関するような事柄は確認できず、異常に来客対応していることが確認できる（『舜旧記 第三』続群書類從完成会、一九七六年、慶長十七年閏十月三日条・同十一月六日条など）。

(21) 主に城戸論文a・b、平井・後藤論文、後藤論文、谷論文a・b、横田論文a、「名古屋城」を参照。ただし、当然各論考・書籍で作事過程に関する見解が一致しないこともあるので、その場合、筆者が最も蓋然性が高いと考える内容を採用し、あるいは説明を加えた。この点については紙幅の都合上、本稿では全て詳述しえないが、今後慶長十七年作事の諸事実を整理する機会を得たい。

(36) 絵図では、二之丸の迎涼閣等を櫓風に描く場合があるが、それらは櫓としては取り上げない。

(37) 『中井家建築指図集』三九頁。

(38) 『中井家文書』二四〇号、山本翻刻四五号。

(39) 【史料6】では「二之丸三階金手矢倉」となっているが、実際の二之丸の櫓四基は二階造り（金城温古録）と考えられ、この点が異なる。また「二之丸三階金手矢倉」については棟数が明記されていない。ただし、建坪平均石数の比較から、四棟分とみなされる

ことを内藤昌氏が指摘しているので（『名古屋城』五一頁、注（10））、階数の構造こそ異なるが、江戸時代に実際に存在した二之丸の櫓四基とみてよいだろう。

(40) 内藤氏は【史料6】にて「四つ有」とされる「三階御矢倉」の一つを、「なこや御城惣絵図」に描かれているが、江戸時代を通じて存在が確認できない御深井丸南西隅櫓に比定している（『名古屋城』四八頁）。この見解は、【史料6】が「なこや御城惣絵図」に描かれた櫓にも対応するという考え方に基づくものであるが、本稿では先述の通り【史料6】

が江戸時代に実際に存在した建物に対応するものと考える。

(41) なお、内藤氏は「十一間／四間」の「御門二階分」を本丸南一之御門、「十一間半／四間」の「御門矢倉」を西之丸楕多御門、「十四間／四間」の「御門二階分」を二之丸西鉄御門、「十三間／四間」の「御門矢倉」を二之丸東鉄御門に比定している（『名古屋城』四八頁）。はりこの年の作事対象は天守・御殿のみであったと考えてよいだろう。

(42) 城戸論文a。同氏が一部執筆担当した『名古屋城史』（名古屋市役所、一九五九年）などでも同様の認識が踏襲されている（九〇～九一頁）。

(43) 「ある程度」とするのは、たとえば作事対象がA・B・Cグルーピにわけられたとして、各グループの作事の期間が一定程度重複（同時進行）した可能性は否定しないためである。

(44) 後藤論文、横田論文a、「名古屋城」（四八頁）などはかかる見解を示す。

(45) 「召遣申石切之事」（石倉恵比須講藏）、「名古屋開府四〇〇年記念特別展 変革のとき桃山」（特別展「変革のとき桃山」実行委員会・名古屋市博物館・中日新聞社、一〇一〇年）

(22) 山本翻刻四六号。

(23) 「穴太駿河家文書」（『名古屋城』史料集成二二六号、二一〇四頁）。

(24) 『中井家建築指図集』二八頁。

(25) 前掲戌ノ十月朔日付遠山友政・山村良安宛大久保長安書状写。

(26) 山本翻刻八六号。

(27) 城戸論文c。ただし、城戸氏は天守・御殿以外の諸建築の作事もこの時期に一斉に始められたとの見解を示すが、後述の通り、この点に関して筆者の見解は異なる。

(28) 『中井家文書』一三三号、山本翻刻五四号。

(29) 『中井家文書』二九号、山本翻刻五五号。

(30) （慶長十七年）七月十九日付中井利次書状（山本翻刻六一号）によると、名古屋城天守作事に従事した大工西彥右衛門は、この段階で一時上京し、正清に対して「御天主住居之様子」を報告した。このとき「御天主住居」のみしか言及されていないことからも、やはりこの年の作事対象は天守・御殿のみであったと考えてよいだろう。

(31) 横田論文a。

(32) 九月二十八日付深町喜左衛門宛小堀政一書状（『佐治重賢氏所蔵 小堀政一関係文書』一八号、思文閣出版、一九九六年）。

(33) 『中井家文書』一九四号など。

(34) 『金城温古録』。

(35) 『尾張の殿様物語』（徳川美術館、二〇〇七年）一〇一頁。

八九頁参照。

(46) 『国史大辞典』（吉川弘文館、一九七九（九六年））「唐門」項（太田博太郎氏執筆）。

(47) 『中井家建築指図集』三八頁。

(48) 「敬公実録」（名古屋市蓬左文庫蔵）元和三年十一月二十日条。

(49) 『新訂寛政重修諸家譜 第十八』（続群書類從完成会、一九六五年、以下「寛政譜」）では慶長十六年十二月「晦日卒す」とされ、「編年大略」（名古屋叢書第四卷 記録編（1））名古屋市教育委員会、一九六二年）でも同年十二月晦日に病死とされているので、「当代記」の記述は正月朔日未明と解される。

(50) 『金城温古録』「凡例編之二 御建国部」。

(51) 「寛政譜」では、「清須城に住し、國務を沙汰す」とされている。

(52) 「張州雜志」（名古屋市蓬左文庫蔵）第五十八所収。

(53) 「当代記」慶長十五年正月九日条では、「大御所（中略）尾張國名護屋江御越、縄張仰付」とある。

(54) 『平田院文書』（東京大学史料編纂所蔵影写本）所収。

(55) 名古屋城築城開始後、家康がこの時期に名古屋城へ立ち寄ったのは慶長十六年（「当代記」同年三月十一・十二日条）のみである（藤井讓治『徳川家康』巻末「家康の居所と移動表」参照）。

(56) 「寛政譜」では、慶長十五年に「義直卿名護屋城にうつらせたまふのとき、親吉は其二丸に住す」としているが、【史料9】・【史料10】の諸文言の解釈から、実際に二之丸に駐留するようになったのは同十六年と考えられる。

(57) 城戸論文c。

(58) 『竹腰文書抄』（東京大学史料編纂所蔵影写本）所収。

(59) 「元禄十年御城絵図」で西之丸も「御深井之丸」と称されている通り、江戸時代において西之丸は「御深井丸」の内として捉えられることもあつたので、本状における「御深井丸」

も実質的に西之丸を含むものと考えられる。

(60) 家康が二之丸に宿したのが確実なのは慶長二十年四月のことで、同十日に名古屋へ到着した家康は、同十二日に義直・春姫の婚礼を終え、同十四日には「宰相殿三日之御祝」のため、「本丸渡御」した（『駿府記』／『当代記 駿府記』）慶長二十年四月十・十二・十四日条）。また「編年大略」同月十四日条では、家康は「二之丸御滞座」とある。つまり、このとき家康は本丸ではなく二之丸（主計屋敷）を御座所としていた。この他にも同十九年十月や同二十年正月などにも家康は名古屋へ立ち寄っているが（城戸論文c）、おそらくはこれらの滞在でも二之丸主計屋敷が御座所になったと推察される。この点に関連して、『新修名古屋市史 第三巻』（名古屋市、一九九九年）「第二章 名古屋開府」では、主計屋敷が「親吉死去後も、家康来名の際の御殿としても整備がなされてきたものと考えられる」（二三二頁）と述べられている。この「整備」の一環として「唐門」が建設されたものと捉えられよう。

(61) 『源敬様御代御記録 第一』（八木書店、二〇一五年、以下「源敬様」）元和二年七月二十八日条。

(62) 『源敬様』元和六年の頃では、元和六年に二之丸御殿へ「御移徙」とされるが、元和期における義直の城内を中心とした活動を記録した「旧事帳」（徳川林政史研究所蔵）では、実質的に同七年より二之丸へ居を移したことがうかがえる。

(63) 前掲註（60）。

謝辞 資料画像の掲載にあたっては、愛知県図書館・名古屋市蓬左文庫にご高配を賜った。末筆ながら記して厚く御礼申し上げる。

《Title》

“Four turrets, Two gates, and the Kara-mon gate” in Nagoya Castle, which were built in *Keicho* period.

《Keyword》

Turret, Gate, Kara-mon Gate, Nakai Masakiyo, Tokugawa Ieyasu, Hiraiwa Chikayoshi, Residence of Kazue, Kujaku-gomon Gate, Ninomaru